

東日本大震災からの復興に向けての緊急提言

—みやぎの文化の継承と発展のために—

宮城県文化財保護審議会

平成23年 6 月 3 日

文化財を巡る状況

今回の東日本大震災は沿岸地域を中心に、東北・関東地方に未曾有の被害をもたらした。宮城県内では9100名を超える尊い人命が奪われ、未だに5100名近い方々が行方不明となっている。文化財に関しても、国指定文化財、県指定文化財をはじめとし、300件近い多数の貴重な県民の財産が、流失し、倒壊し、損傷した。

住民に支えられ、地域の歴史の中に根付いてきた各地の社寺建築や仏像、古文書、史跡、名勝、天然記念物等はその多くが被害を受けた。大津波が来襲した海辺の集落では、守り伝えられてきた祭礼行事や民俗芸能などの担い手が被災し、無形の文化財が受けた被害も甚大であった。

文化財の意義

こうした文化財は、私たちの先祖が大切に守り伝えてきたものであり、私たちが私たちの子孫に引き継いでいかなければならないものである。文化財の消失は、対象そのものが失われることのみならず、地域の人々が苦難を克服し、営々と築き上げてきた独自の文化、風土、絆、環境、そして未来に向けた新しい文化形成の基盤が失われることを意味している。

以上の認識をもとに、当審議会として、震災からの復興に際し、今後のあるべき郷土の姿を描く上で文化財の果たすべき役割と文化財の保護について次のことを提言したい。

1 文化財を活かしたまちづくりの必要性

被災地では復旧作業とともに、復興に向けての取り組みが進められている。特に、津波被害を受けた市町の中には、一からのまちづくりが必要とされている地域もある。まちづくりにあたっては、耐津波、耐地震対策を中核に据えた「安全で災害に強いまちづくり」が最優先されなければならないが、それに加えて、宮城県文化芸術振興ビジョンにもとづく「文化芸術の香り高いみやぎ」を目指し、豊かな自然と歴史、風土に培われてきた郷土の伝統的な文化を、県民の自信と誇りの源である共通の財産として、その育成、継承、発展を図る視点も必要である。

2 復旧費用の確保

被災した文化財については、迅速かつ適切な復旧対策が求められる。民俗芸能等の無形の文化財については、被災により維持が困難となっている保存団体などもあり、担い手の育成に対する援助など、細やかな配慮を講じることが望まれる。その際、大きな課題となるのが費用の確保である。国・県・市町村により指定されている文化財については、補助制度が活用できる。しかし、被害が甚大で、所有者の損害が文化財以外にも広く及ぶような場合は、費用の捻出が困難となり、文化財の復旧が遅れさらにはそれが不可能となる事態も憂慮される。復旧費用については、十分な予算を確保し所有者の負担軽減を図ることが必要である。また、現行で復旧に対する補助制度がない未指定の文化財についても、支援できる枠組みを検討することが望まれる。

3 特別名勝松島の景観保持

特別名勝松島に関しては、文化財としての価値が大きく損なわれることはなかったが、松島を守り松島とともに生きてきた地域社会は津波によって甚大な被害を受けた。被災者からは、低地を避けて丘陵部等への住居移転を希望する声が出ており、震災復興と保存管理のあり方を一体的に検討し、安全な住民生活と特別名勝松島の風致景観の両立を実現させるため十分な議論をすることが必要である。

4 埋蔵文化財の保護

復興工事等に係る埋蔵文化財の発掘調査は、かなりの量にのぼると予想される。埋蔵文化財は、地域における太古からの人々の生活の証であり、地域、文化の基盤をなすものと言える。地域の再興には、その地域の文化や文化遺産の持つ魅力、歴史の継承が不可欠となることから、必要なスピード感の中で適正な発掘調査を行い、記録保存に努めることが求められる。発掘調査費用については、指定文化財修理の場合と同様に事業者の負担軽減を図る必要がある。また、調査員の全国的な支援を要請し、迅速に調査を実施できる体制を確保することが必要である。

5 被災文化財の緊急救済

今回の震災では、指定文化財に限らず多くの文化財が被害を受けた。文化財は、指定の有無によらず地域の文化遺産として他に替え難い固有の価値があるとの認識から、行政と関係団体・市民・ボランティアが一体となった文化財の緊急救済事業が実施されている。津波による水損、収蔵建物等の倒壊といった被害にあった文化財を緊急に搬出して応急処置を施し一時保管する「文化財レスキュー事業」、あるいは建造物の被害を診断し応急措置及び復旧に向けての技術的支援を行う「文化財ドクター派遣事業」が、文化庁主導のもと県教育委員会をはじめとする地元関係機関により実施されている。これらの事業は、応急的な措置として優れた効果をあげており、このような取り組みに対する一層の支援が望まれる。

6 震災の資料の収集と活用

今回の震災は人類が遭遇した未曾有の事象であり、甚大な人的被害を起こした自然災害である。再び人類が同じ悲しみに遭遇しないためにも、今眼前に広がる被災状況に関する種々の資料を整理して後世に伝えることは我々の責務である。そのために、今回の震災に関する資料を学際的視座から収集し、保管、分析、発信する営みが求められる。被災した地域はこれから復興への道筋を辿ることとなるが、その歩みを、過去の地域の姿と比較しつつ記録することが重要である。また、津波の痕跡の現地保存を図ることなどの検討も必要であろう。

7 県民のみなさまに

- (1) 県民のみなさまには、地域の復旧、復興にあたり文化財が果たす重要性和その意義をご理解いただき、文化財の保護・継承への取組みに対しても積極的に参加し協力していただきたい。
- (2) 文化財を所有する方々には、これまでも文化財の保護について格別のご理解とご協力をいただいていた。被災されご苦勞の多い日々であることを承知しつつも今後も引き続き文化財の保存と活用にご尽力いただきたい。